令和2年3月26日 規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年形広連条例第7号。以下「条例」という。)が準用する山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年山形市条例第1号。以下「山形市条例」という。)第18条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(1週間の勤務時間)

- 第2条 法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員は、条例が準用する山 形市条例第2条第1項の規定を準用する。
- 2 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間 は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき、次の各号に掲げる職種の区分に応 じそれぞれ当該各号に定める時間とする。
  - (1) 事務補助 30時間
  - (2) 医療事務 30時間
  - (3) 保健師 32時間30分

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 条例が準用する山形市条例第3条の規定は、会計年度任用職員について準用する。 この場合において、「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「法第22条の2第1項第1 号に規定する会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

(週休日の振替等)

- 第4条 広域連合長は、会計年度任用職員に前条の規定により週休日とされた日において 特に勤務することを命ずる必要がある場合には、同条の規定により勤務時間が割り振ら れた日(以下この条において「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り 振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。
- 2 前項の割振り、週休日に変更することができる勤務日の期間等については、常時勤務 を要する職を占める職員(以下「常勤職員」という。)の例による。

(休憩時間)

- 第5条 条例が準用する山形市条例第6条の規定は、会計年度任用職員について準用する。 (正規の勤務時間以外の時間における勤務)
- 第6条 広域連合長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、第2条から第4

条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第7条 条例が準用する山形市条例第8条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(休日)

- 第8条 条例が準用する山形市条例第9条の規定は、会計年度任用職員について準用する。 (休日の代休日)
- 第9条 条例が準用する山形市条例第10条の規定は、会計年度任用職員について準用する。
- 2 前項の代休日の指定をすることができる勤務日等の期間及び指定の手続等については、 常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第10条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

- 第11条 年次有給休暇は、一の会計年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の会計年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日数とする。
  - (1) 次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 1週間の勤務 日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ご とに定める日数
  - (2) 任期の満了により退職した後に同一の会計年度において再び任用されたことにより、継続して勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員(次号に掲げる会計年度任用職員を除く。) 当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数(当該年度において同号の規定により取得した年次休暇があるときは、当該取得した日数分を控除した後の日数)
  - (3) 任期の満了により退職した後に翌年度内において再び任用されたことにより、前任 用から継続勤務する会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の 日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度 までの年度数の区分ごとに定める日数
- 2 広域連合長は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(年次有給休暇の繰越し)

第12条 年次有給休暇(この条により繰り越されたものを除く。)は、10日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

(年次有給休暇の単位)

- 第13条 年次有給休暇の単位は、1日又は半日若しくは1時間(法第22条の2第1項 第1号に規定する会計年度任用職員にあっては、1日又は1時間)とする。ただし、年 次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満 の端数があるときは、当該端数を含む当該残日数の全てを使用することができる。
- 2 1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの 勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でない法第22条 の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤 務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間をいう。)を もって1日とする。

(病気休暇)

第14条 病気休暇は、会計年度任用職員が負傷又は疾病のために療養する必要があり、 その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合として、別表第3に定める場合に おける休暇とする。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、選挙権の行使、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により 会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として別表第4に定める場合にお ける休暇とし、その期間は、同表の特別の事由の欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の 期間の欄に定める期間とする。

(介護休暇)

第16条 条例が準用する山形市条例第15条の規定は、会計年度任用職員(同条の規定の適用があるとしたならば同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)の介護休暇について準用する。この場合において、同条第1項中「6月」とあるのは、「93日」と読み替えるものとする。

(介護時間)

第17条 条例が準用する山形市条例第15条の2の規定は、会計年度任用職員(同条の規定の適用があるとしたならば同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)の介護時間について準用する。この場合において、同条第2項中「2時間」とあるのは、「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。

(休暇の承認等)

第18条 年次有給休暇の届出並びに病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の請求 及び承認の手続については、常勤職員の例による。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

# 別表第1 (第11条関係)

1週間の勤務日の						
日数		5 日	4 日	3 目	2 日	1日
1年間の勤務日の		217 日以上	169 日から	121 日から	73 日から	48 日から
日数			216 日まで	168 日まで	120 日まで	72 日まで
任期	6月を超え1	10 日	7 日	5日	3 日	1日
	年以下	10 д				
	5月を超え6	7 日	5 日	4 日	2 日	1日
	月以下					
	4月を超え5	5日	3 日	2 日	1日	1日
	月以下					
	3月を超え4	3 日	2 日	1 月	1 日	0 日
	月以下	Эμ				
	2月を超え3	2 日	1日	1 日	0 日	0 日
	月以下	2 H				
	1月を超え2	1日	0 日	0 目	0 日	0 日
	月以下					

# 別表第2(第11条関係)

1週間の勤務日の		ЕП	4 17	2 [	0 11	1 17
日数		5日 4日	3 日	2 日	1 日	
1年間の勤務日の		217 日以上	169 日から	121日から	73 日から	48 日から
日数			216 日まで	168 日まで	120 日まで	72 日まで
継続勤務	1年度	11 日	8 日	6 日	4 日	2 日
期間の初	2年度	12 日	9 日	6 日	4 日	2 日
日の属す	3年度	14 日	10 日	8 日	5 日	2 日
る年度か	4年度	16 日	12 日	9 日	6 日	3 日
ら現年度	5年度	18 日	13 日	10 日	6 日	3 日
までの年	6年度	20 日	15 🗆	11 🗆	7 🗆	3 目
度数	以上	20 Д	15 日	11 日	7 日	ЭН

# 別表第3 (第14条関係)

病気の事由	期間
会計年度任用職員(6月以上の任期が	10日以内で必要と認められる期間
定められている者又は6月以上継続勤務	
している者)が負傷又は疾病のため療養	
する必要があり、その勤務しないことが	
やむを得ないと認められる場合(別表第	
4の14の項から16の項までに掲げる	
場合を除く。)	

備考 休暇については、その勤務しない1時間につき、山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年山形県後期高齢者 医療広域連合規則第6号)第17条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額及び 報酬額を減額する。

### 別表第4(第15条関係)

特別の事由	期間
1 会計年度任用職員が選挙権その他公	必要と認められる期間
民としての権利を行使する場合であっ	
て、その勤務しないことがやむを得な	
いと認められるとき。	
2 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑	必要と認められる期間
定人、参考人等として国会、裁判所、地	
方公共団体の議会その他の官公署に出	
頭する場合であって、その勤務しない	
ことがやむを得ないと認められると	
き。	
3 地震、水害、火災その他の災害により	7日間の範囲内において必要と認められ
次のいずれかに該当する場合その他こ	る期間
れに準ずる場合であって、会計年度任	
用職員が勤務しないことが相当である	
と認められるとき。	

- (1) 会計年度任用職員の現住居が滅失 し、又は損壊した場合で、当該会計年度 任用職員がその復旧作業等を行い、又 は一時的に避難しているとき。
- (2) 会計年度任用職員及び当該会計年度 任用職員と同一の世帯に属する者の生 活に必要な水、食料等が著しく不足し ている場合で、当該会計年度任用職員 以外にはそれらの確保を行うことがで きないとき。
- 4 会計年度任用職員が地震、水害、火災 必要と認められる期間 その他の災害又は交通機関の事故等に より会計年度任用職員が出勤すること が著しく困難であると認められる場合

5 地震、水害、火災その他の災害又は交 必要と認められる期間 通機関の事故等に際して、会計年度任 用職員が退勤途上における身体の危険 を回避するため勤務しないことがやむ を得ないと認められる場合

6 会計年度任用職員(6月以上の任期 が定められている者又は6月以上継続 勤務している者に限る。)の親族(別表 第5の親族欄に掲げる親族に限る。)が 死亡した場合で、会計年度任用職員が 葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い 必要と認められる行事等のため勤務し ないことが相当であると認められると き。

| 別表第5に定める日数の範囲内で必要と 認められる期間

7 会計年度任用職員が結婚する場 合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い 必要と認められる行事等のため勤務し ないことが相当であると認められると き。

|結婚の日の5日前の日から当該結婚の日 │後1月を経過する日までにおいて連続す る5日以内の期間

会計年度任用職員(6月以上の任期 が定められている職員又は6月以上継 | 内において3日以内の期間 続勤務している職員(週以外の期間に よって勤務日が定められている職員で 1年間の勤務日が47日以下であるも のを除く。)に限る。)が夏季における家 庭生活の充実等のため勤務しないこと が相当であると認められるとき。

|毎年7月1日から9月30日までの期間

9 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、 14週間)以内に出産する予定である 女性の会計年度任用職員が申し出た場 合

出産の日までの申し出た期間

10 女性の会計年度任用職員が出産し た場合

出産の日の翌日から8週間を経過する日 までの期間(産後6週間を経過した女性の 会計年度任用職員が就業を申し出た場合 において医師が支障ないと認めた業務に 就く期間を除く。)

11 生後1年に達しない子(条例第8 条第1項に規定する子をいう。以下同 じ。)を育てる会計年度任用職員が、そ の子の保育のために必要と認められる 授乳等を行う場合

1日2回それぞれ30分以内の期間(男性 の会計年度任用職員にあっては、その子の 当該会計年度任用職員以外の親(当該子に ついて民法(明治29年法律第89号)第 817条の2第1項の規定により特別養 子縁組の成立について家庭裁判所に請求 した者(当該請求に係る家事審判事件が裁 判所に係属している場合に限る。) であっ て当該子を現に監護するもの又は児童福 祉法(昭和22年法律第164号)第27 条第1項第3号の規定により当該子を委 託されている同法第6条の4第2号に規 定する養子縁組里親である者若しくは同 条第1号に規定する養育里親である者(同 法第27条第4項に規定する者の意に反 するため、同項の規定により、同法第6条 の4第2号に規定する養子縁組里親とし

て委託することができない者に限る。)を 含む。)が当該会計年度任用職員がこの項 の休暇を使用しようとする日におけるこ の項の休暇(これに相当する休暇を含む。) を承認され、又は労働基準法(昭和22年 法律第49号)第67条の規定により同日 における育児時間を請求した場合は、1日 2回それぞれ30分から当該承認又は請 求に係る各回ごとの期間を差し引いた期 間を超えない期間)

12 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子を看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものをいう。)するために勤務しないことが相当であると認められる場合

12 小学校就学の始期に達するまでの 一の年度において5日(その養育する小学子(配偶者の子を含む。以下この項にお 校就学の始期に達するまでの子が2人以いて同じ。)を養育する会計年度任用職 上の場合にあっては、10日)

13 要介護者(条例第15条第1項に 規定する者をいう。以下同じ。)の介護 を行う会計年度任用職員(1週間の勤 務日が3日以上とされている者又は週 以外の期間によって勤務日が定められ ている者で1年間の勤務日が121日 以上であるものであって、6月以上継 続勤務しているものをいう。以下同 じ。)が当該介護を行うため勤務しない ことが相当であると認められる場合

13 要介護者(条例第15条第1項に 一の年度において5日(要介護者が2人以 規定する者をいう。以下同じ。)の介護 上の場合にあっては、10日)

14 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
15 女性の会計年度任用職員が母子保 健法(昭和40年法律第141号)の規 定による保健指導又は健康診査に基づ く指導事項を守るため勤務しないこと がやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
16 会計年度任用職員が公務上の負傷 又は疾病のため療養する必要があり、 その勤務しないことがやむを得ないと 認められる場合	必要と認められる期間
17 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間

備考 9の項から17の項までに定める休暇については、その勤務しない1時間につき、 山形県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令 和2年山形県後期高齢者医療広域連合規則第6号)第17条に規定する勤務時間1時間 当たりの給与額及び報酬額を減額する。

# 別表第5 (別表第4関係)

死亡した者	日数	
配偶者	10日	
血族	一親等の直系尊属 (父母)	7 日
	一親等の直系卑属 (子)	5 日
	二親等の直系尊属(祖父母)	3 日
	二親等の直系卑属 (孫)	1 日
	二親等の傍系者 (兄弟姉妹)	3 日
	三親等の傍系尊属(伯叔父母)	1日
姻族	一親等の直系尊属	3 日
	一親等の直系卑属	1 日
	二親等の直系尊属	1 日
	二親等の傍系者	1 日
	三親等の傍系尊属	1 日

# 備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 代襲相続で祭具等の継承を受けた者は、一親等の直系血族(父母死亡の場合の子)に 準ずる。
- 3 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。